

健康づくりのための運動指導者の養成及び
普及定着方策について

平成 18 年 1 月 23 日

第 20 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

健康づくりのための運動指導者の養成及び普及定着方策について

(財)健康・体力づくり事業財団

平成 14 年 3 月 29 日の閣議決定「公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画」に基づき、以下の省令は平成 17 年度末をもって廃止となるが、当財団においては、引き続き健康運動指導士及び健康運動実践指導者養成事業を実施する。

- ・「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」(平成 13 年 3 月 30 日厚生労働省令第 98 号)
- ・「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令附則第二項に規定する厚生労働大臣が認める事業を定める省令」(平成 13 年 4 月 9 日厚生労働省令第 119 号)

当財団では、健康づくりのための運動指導に係る専門家の養成及び普及定着の重要性に鑑み、現在、運動関係者、学識者等による委員会(厚生労働省はオブザーバー参加)を設けて具体的方策の検討を行っており、今年度中に検討結果を取りまとめ、平成 18 年度を準備期間として平成 19 年度から新たな制度への移行を予定している。

『検討委員会における主要検討項目』

- 1 体育系大学を対象とする健康運動指導士指定養成校制度の創設
- 2 健康運動指導士養成カリキュラムの充実強化
- 3 保健師・管理栄養士等に対する養成講習会受講科目の一部免除等
- 4 登録更新時講習の充実強化
- 5 関係業界等との連携強化

(参考資料)

健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の今後の普及定着方策の樹立に資するため「健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の趣旨に則り、財団法人 健康・体力づくり事業財団理事長(以下「理事長」という。)の諮問に応じて、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の普及定着について必要な意見を述べ、または提案を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、平成17年度末までとする。

3 委員及び専門委員は、関係者、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

(組 織)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、指導者養成部において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会委員名簿

[50音順/敬称略]

氏名	所属・役職
イシイ キハチ 石井 喜八	元日本体育大学大学院教授
カワクボ キヨシ 川久保 清	共立女子大学家政学部教授
サイトウトシカズ 齋藤 敏一	社団法人日本フィットネス産業協会理事 (株式会社 ルネサンス代表取締役社長)
タバタ イズミ 田畑 泉	独立行政法人国立健康・栄養研究所健康増進研究部長
ヒグチ ミツル 樋口 満	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
フルヤ タケノリ 古屋 武範	株式会社クラブビジネスジャパン代表取締役
ホウザワ タイジ 朴澤 泰治	体育大学協議会会長 (学校法人朴沢学園 理事長)
ミツイ トキカズ 三井 外喜和	財団法人北陸体力科学研究所健康・スポーツ課長
モトモチ シゲル 元持 茂	NPO法人日本健康運動指導士会専務理事
ナカジマ マコト 中島 誠 (オグザバー)	厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長